

板橋区内の特別養護老人ホームへ申込みをする方へ

——— 申込書の提出前にご確認ください ———

○申込書の提出先

入所を希望する施設へ、申込書を直接提出してください。

- ※ 区役所では受け付けできません。
- ※ 「介護保険被保険者証のコピー」を必ず添付してください。
- ※ 複数の施設に申込み可能です。その場合、入所を希望するそれぞれの施設へ申込書を提出してください（コピーで支障ありません）。
- ※ 各施設の連絡先については、別紙「区内特別養護老人ホーム問合せ先一覧」をご覧ください。

○申込書の有効期限

申込書の有効期限は、施設が申込書を受領した日の翌年末までです。

有効期限到来後も継続して入所を希望する場合は、有効期限の同年10月1日から12月31日までの期間に申込書を提出して再申請を行ってください。

※ 区や施設から再申請のお知らせ等はいたしません。

- (例) 申込書受領日が令和3年4月1日の場合 → 令和4年12月31日まで有効
申込書受領日が令和4年1月1日の場合 → 令和5年12月31日まで有効

○入所までの流れ

① 入所申込み

ご本人、ご家族、担当ケアマネージャー等が、申込書（別紙1-1及び1-2）に必要事項を記入の上、介護保険被保険者証のコピーを添付し、入所を希望する施設へ直接お申込みください。

要介護1又は2の方は、別紙1-3「特例入所調査票」を併せてご記入ください。

※要介護1又は2の方で、愛の手帳の交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、申込み時に施設に対し、当該手帳を提示してください。

※申込書の記載事項に変更があった場合（要介護度が変わった等）は、申込書（変更届）を提出してください。

② 入所希望者名簿の作成

申込書を受領した施設は、その内容を確認し、「板橋区特別養護老人ホーム入所基準（別紙3）」に基づいて配点を行い、入所の必要性が高い方（60点以上）と、それ以外の方でグループ分けを行います。

施設は、60点以上の方について第二次評価を実施して優先順位付けを行い、上位の方から順に入所希望者名簿を作成します。

③ 入所検討委員会による審査

施設は、施設長や生活相談員、地域の福祉関係者等で構成する「入所検討委員会」を開催し、第二次評価の基準や判定結果及び入所希望者名簿の内容等を審査します。

④ 施設から入所の連絡

施設に空きが出ると、入所対象者となった方に、施設から直接連絡があります。

施設からの連絡後、面接調査等を実施し、入所に支障が無いことが確認できた場合、契約を結び入所となります。

○申込みの取下げについて

入所を希望するご本人が次のいずれかに該当した時は、申込書を提出した施設に特別養護老人ホーム入所申込取下届（別紙2）を提出してください。

ア 死亡したとき

イ 入所の意思がなくなったとき

ウ 申込み後に他の特別養護老人ホームに入所したとき

エ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき

なお、アからエまでのいずれかに該当することが明らかになったときは、取下届の提出の有無に関わらず、申込みの取下げがあったものとみなしますのでご了承ください。

（申込みに関する問合せ先）

板橋区 健康生きがい部

介護保険課 施設整備・事業者指定係

電話：03-3579-2253